

# 立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

## 実施方針

令和2年7月

立 川 市

## 目 次

第 1 特定事業の選定に関する事項 .....	1
1 事業内容に関する事項 .....	1
2 特定事業の選定に関する事項 .....	12
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....	13
1 募集及び選定方法 .....	13
2 募集及び選定の手順 .....	13
3 入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	15
4 提案書類の取扱い .....	20
5 審査及び選定に関する事項 .....	22
第 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	23
1 責任分担に関する基本的な考え方 .....	23
2 予想されるリスクと責任分担 .....	23
3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング .....	23
第 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	24
1 立地条件 .....	24
2 施設要件 .....	25
第 5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ..	25
第 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	25
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	25
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 .....	25
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 .....	26
4 金融機関と本市の協議（直接協定） .....	26
第 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 ..	26

1 法制上の措置 .....	26
2 税制上の措置 .....	26
3 財政上及び金融上の支援 .....	26
<b>第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 .....</b>	<b>26</b>
1 議会の議決 .....	26
2 入札に伴う費用負担 .....	26
3 実施方針等に関する質問・意見の受付等 .....	27
4 実施方針等に関する問合せ先 .....	27

資料1 リスク分担表

様式1 実施方針等に関する質問及び意見書

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 本事業の目的

立川市（以下、「本市」という。）の学校給食は、小学校は19校のうち8校が単独調理方式、11校が共同調理場方式、中学校は全9校が給食と家庭からの弁当のいずれかを選択できる弁当併用外注給食方式を採用している。

しかし、単独調理方式の小学校については、現在、施設面積等の制約から、国の「学校給食衛生管理基準」に沿った衛生管理が可能な調理室の整備や食物アレルギー対応食専用室の設置が困難となっているほか、食物アレルギー対応時の安全確保は、現場の努力に委ねられている。また、中学校の弁当併用外注給食方式については、食中毒防止の点から調理した副食（おかず）を冷ます必要があるほか、汁物を提供することが困難で、生徒・保護者から温かい給食や汁物を望む意見が寄せられている。食育の推進を図る観点からも、安全・安心で栄養バランスの取れた食事を毎日喫食することが重要である。

このような中、本市では、平成30年2月に「学校給食共同調理場の新設に係る方針」を策定し、中学校及び単独調理方式の小学校を対象とする学校給食共同調理場を新設すること、整備・管理運営方式は、現在の学校給食共同調理場に導入しているPFI方式を基本とすることなどについて定めた。また、令和元年11月には、共同調理場を早期に整備し、かつ求められる機能を備えた施設整備に必要な基本的な事項を示す「新学校給食共同調理場整備基本計画」を策定した。

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業（以下、「本事業」という。）を実施するに当たっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に実施することとし、民間の資金、経営能力等の活用を図り、良好な施設の整備や維持管理、効率的な運営等により、長期的な観点で事業コストの縮減を目指すものとする。

#### (2) 本事業の基本方針

新学校給食共同調理場を整備・運営するに当たり、基本方針は次のとおりとする。

##### ① 学校給食衛生管理基準に沿った施設整備と給食調理

新学校給食共同調理場は、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠するとともに、HACCP（Hazard Analysis and Critical Point）の考え方を取り入れた作業区域の確保と衛生管理の整った施設とし、HACCPの考え方を取り入れた調理の工程管理を行う。

## ② 食物アレルギー対応の実施

新学校給食共同調理場に、食物アレルギー対応食専用室を設置し、食物アレルギーのある児童・生徒に対して、安全にアレルギー対応食を提供する。

## ③ 望ましい食環境の確保

温かく作りたてに近い状態での給食提供を実現し、また、調理工程の工夫によりバリエーション豊かな手作り献立の提供に努め、おいしく充実した給食を提供する。

## ④ 災害時に対応した学校給食施設の整備

新学校給食共同調理場は、災害時に必要なアルファ化米の備蓄や受水槽の設置、万が一すべてのライフラインが止まった場合にも温かいアルファ化米を提供できる機能を備えた施設とする。また、隣接する現学校給食共同調理場とともに、両調理場の車庫等を活用した物資の搬出入、給食配送車を活用した一次避難所（小・中学校）への災害支援物資提供を行う二次集積拠点とする。

## ⑤ 食育機能の充実

新学校給食共同調理場に、現学校給食共同調理場とは違った切り口で、映像で調理風景を見学できるようにするなどの食育機能を導入するとともに、栄養士が調理員とともに学校訪問を行い、食に関する指導を行う。

## ⑥ 周辺への配慮

敷地周辺には、国営昭和記念公園、広域防災基地・陸上自衛隊立川駐屯地、住宅地等があるため、周辺の景観や環境、機能等への配慮を行う。

## ⑦ 環境への配慮

省エネルギー・省資源に配慮した施設整備、維持管理・運営を行い、地球環境の保全及び環境負荷の低減に寄与する。

## ⑧ 民間ノウハウの導入

本事業の実施に当たっては、民間ノウハウを活用し、サービス水準の向上と財政負担の軽減を図る。施設整備に係る初期費用だけでなく、維持管理・運営を長期に一括で行うことにより、事業期間全体にわたるライフサイクルコストの縮減を図る。

**(3) 事業名称**

立川市新学校給食共同調理場整備運営事業

**(4) 事業の対象となる公共施設**

本事業の対象施設は、新学校給食共同調理場（以下、「本施設」という。）とする。  
本施設の給食配送・回収、配膳業務は、以下の小学校 8 校、中学校 9 校を対象（以下、「配送校」という。）とする。

**小学校**：第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、  
第六小学校、第七小学校、第八小学校

**中学校**：立川第一中学校、立川第二中学校、立川第三中学校、立川第四中学校、  
立川第五中学校、立川第六中学校、立川第七中学校、立川第八中学校、  
立川第九中学校

**(5) 公共施設の管理者の名称**

立川市長 清水 庄平

**(6) 事業の内容**

**① 事業予定地**

所在地：立川市泉町 1156-15 のうち

敷地面積：約 12,000 m<sup>2</sup>

**② 事業概要**

8,500 食／日（小学校 4,000 食、中学校 4,500 食）の調理能力を有する本施設の  
設計・建設及び維持管理・運営を行う。

**③ 事業方式**

本市は、本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）と PFI 事業に係る  
契約（以下、「事業契約」という。）を締結する。本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に  
基づき、事業契約における契約書（以下、「事業契約書」という。）に従い、事業者  
が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約書  
に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運營業務を遂行する方式  
（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

**④ 事業期間**

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 20 年 7 月末日までとする。

#### ⑤ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業期間終了後に本市が本施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業期間終了日の約2年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業期間終了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

#### (7) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

##### ① 設計業務

- ア 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- イ 設計業務
- ウ 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

##### ② 建設・工事監理業務

- ア 建設業務
- イ 厨房機器等の調達及び設置業務
- ウ 什器・備品等の調達及び設置業務
- エ 食器・食缶等の調達業務
- オ 工事監理業務
- カ 近隣対応・対策業務
- キ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

##### ③ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備・厨房機器保守管理業務
- ウ 什器・備品等保守管理・更新業務
- エ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- オ 外構等維持管理業務
- カ 環境衛生・清掃業務
- キ 警備保安業務
- ク 修繕業務 ※
- ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備、厨房機器に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

#### ④ 運営業務

- ア 開業準備業務
- イ 検収補助業務
- ウ 給食調理業務
- エ 給食配送・食器等回収業務
- オ 配膳業務
- カ 洗浄・残滓処理等業務
- キ 食に関する指導の支援業務
- ク その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- (ア) 調理食数の決定
- (イ) 献立の作成
- (ウ) 食材の調達
- (エ) 食材の検収
- (オ) 検食
- (カ) 給食費の徴収管理
- (キ) 食に関する指導

#### (8) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引渡し後から事業期間終了時までの間に、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

#### (9) 光熱水費の負担

維持管理業務及び運営業務の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。ただし、市職員用事務室での使用分は、本市が負担する（サービス対価とは別に、本市が事業者を支払う。）。事業者は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、光熱水費の削減をできる限り図るよう業務を実施すること。

#### (10) 地元経済の発展への貢献

事業者は、本事業の実施に当たっては、市内在住者の優先的な雇用の促進や市内に本店、支店又は営業所を有する者との連携など、地元経済の発展に貢献するよう努めること。

#### (11) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症について、感染予防及び拡大防止を徹底するため、本施設の設計、建設・工事監理、維持管理及び運営業務の各段階において、十分に配慮するとともに、適切な対策を講じること。

#### (12) 事業スケジュール（予定）

事業契約締結	令和3年6月
事業期間	事業契約締結日～令和20年7月末日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和5年6月末日
維持管理期間	施設引渡し日～令和20年7月末日
開業準備期間	施設引渡し日～令和5年2学期給食提供開始日前日
給食提供開始日	令和5年2学期始業日以降（配送校により異なる。）
運営期間	給食提供開始日～令和20年7月末日

#### (13) 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、本市の定める要綱・基準等（最新版）に準拠すること。

また、本市以外の定める関連する要綱・基準等（最新版）についても、原則として適用すること。ただし、要綱・基準等によりがたい場合は、事業者が性能等の証明を行うことを条件として、本市と協議することができるものとする。なお、本市以外の定める関係する要綱・基準等は、①都、②国、③その他の順に適用することとし、疑義がある場合には、事前に本市と協議することとする。

合わせて、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

#### 【法令・条例等】

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (3) 景観法（平成16年法律第110号）

- (4) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- (6) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- (7) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (8) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (10) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- (11) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (12) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- (14) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (15) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (16) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）（平成 19 年法律第 56 号）
- (17) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）
- (18) 循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
- (19) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (20) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (21) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (22) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）
- (23) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
- (24) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
- (25) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- (26) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- (27) 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- (28) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- (29) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (30) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- (31) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- (32) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）
- (33) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- (34) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (35) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

- (36) 条例
- ア 東京都建築安全条例（昭和 25 年条例第 89 号）
  - イ 火災予防条例（昭和 37 年条例第 65 号）
  - ウ 東京都景観条例（平成 18 年条例第 136 号）
  - エ 東京都駐車場条例（昭和 33 年条例第 77 号）
  - オ 東京都環境基本条例（平成 6 年条例第 92 号）
  - カ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）（平成 15 年条例第 155 号）
  - キ 東京都福祉のまちづくり条例（平成 7 年条例第 33 号）
  - ク 東京都給水条例（昭和 33 年条例第 41 号）
  - ケ 東京都下水道条例（昭和 34 年条例第 89 号）
  - コ 東京における自然の保護と回復に関する条例（自然保護条例）（平成 12 年条例第 216 号）
  - サ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）（平成 12 年条例第 215 号）
  - シ 食品製造業等取締条例（昭和 28 年条例第 111 号）
  - ス 立川市下水道条例（昭和 35 年条例第 15 号）
  - セ 立川市学校給食施設設置条例（昭和 43 年条例第 30 号）
  - ソ 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例（平成 5 年条例第 18 号）
  - タ 立川市個人情報保護条例（平成元年条例第 55 号）
  - チ 立川市情報公開条例（平成 12 年条例第 49 号）
  - ツ 立川市景観条例（平成 23 年条例第 25 号）
  - テ 立川市風致地区条例（平成 25 年条例第 29 号）
  - ト 立川市建築協定条例（平成 10 年条例第 53 号）
  - ナ 立川市環境基本条例（平成 10 年条例第 16 号）
  - ニ 立川市緑化推進条例（昭和 49 年条例第 9 号）
  - ヌ 立川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成 12 年条例第 66 号）
  - ネ 立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成 7 年条例第 16 号）
  - ノ 立川市文化財保護条例（昭和 29 年条例第 12 号）
  - ハ 立川市駐車場条例（昭和 47 年条例第 6 号）
  - ヒ 立川市自転車等放置防止条例（昭和 59 年条例第 9 号）
- (37) その他関連法令（条例及び規則を含む。）

【本市の定める要綱・基準等】

- (1) 立川市建築計画に関する事前調整要綱（平成 13 年要綱第 9 号）
- (2) 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱（平成 5 年要綱第 5 号）
- (3) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針（立川市、平成 30 年）
- (4) 立川市学校給食衛生管理基準（立川市、平成 30 年）
- (5) 立川市景観色彩ガイドライン（立川市、平成 30 年版）
- (6) その他関連する要綱及び基準

【本市以外の定める要綱・基準等】

- (1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）  
（国土交通省、平成 31 年版）
- (2) 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省、令和 2 年改定）
- (3) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（公共建築協会、平成 18 年版）
- (4) 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（公共建築協会、平成 18 年版）
- (5) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省、平成 25 年）
- (6) 建築構造設計基準及び同基準の資料（国土交通省、平成 30 年）
- (7) 建築物の構造関係技術基準解説書（建築行政情報センター・日本建築防災協会、2015 年版・2018 年追補）
- (8) 建築設計基準及び同基準の資料（国土交通省、令和元年）
- (9) 建築設計基準及び同解説（公共建築協会、平成 18 年版）
- (10) 建築工事監理指針（公共建築協会、令和元年版）
- (11) 電気設備工事監理指針（公共建築協会、令和元年版）
- (12) 機械設備工事監理指針（公共建築協会、令和元年版）
- (13) 建築設備計画基準（国土交通省、平成 30 年）
- (14) 建築設備設計基準（国土交通省、平成 30 年）
- (15) 公共建築工事積算基準（国土交通省、平成 28 年改定）
- (16) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省、令和 2 年改定）
- (17) 公共建築数量積算基準（国土交通省、平成 28 年改定）
- (18) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省、平成 29 年改定）
- (19) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省、平成 30 年版）
- (20) 建築保全業務積算基準（国土交通省、平成 30 年版）
- (21) 雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省、平成 28 年版）
- (22) 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説（公共建築協会、平成 28 年版）
- (23) 都市計画法・宅地造成等規制法開発許可関係実務マニュアル（東京都、令和

2年改正)

- (24) 東京都建築工事標準仕様書（東京都、令和2年版）
- (25) 東京都電気設備工事標準仕様書（東京都、令和2年版）
- (26) 東京都機械設備工事標準仕様書（東京都、令和2年版）
- (27) 建築工事標準詳細図（国土交通省、平成28年版）
- (28) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省、平成31年版）
- (29) 建築工事安全施工技術指針（国土交通省、平成27年改定）
- (30) 建設工事公衆災害防止対策要綱及び同要綱の解説（建築工事編）（国土交通省、令和2年改正）
- (31) 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省、平成14年）
- (32) ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン（国土交通省、平成16年）
- (33) 東京都建設リサイクルガイドライン（東京都、令和2年）
- (34) 維持保全業務標準仕様書（東京都、令和元年）
- (35) 都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン（東京都、令和2年）
- (36) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省、平成29年改正）
- (37) 学校給食調理場における手洗いマニュアル（文部科学省、平成20年）
- (38) 調理場における洗浄・消毒マニュアル（Part1、Part2）（文部科学省、平成22年）
- (39) 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル（文部科学省、平成23年）
- (40) 学校給食調理従事者研修マニュアル（文部科学省、平成24年）
- (41) 学校環境衛生基準（平成30年文部科学省告示第60号）
- (42) 学校給食実施基準（平成30年文部科学省告示第162号）
- (43) 学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示64号）
- (44) 学校給食事業における安全衛生管理要綱（労働省、平成6年）
- (45) 栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育（文部科学省、平成29年）
- (46) 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（日本学校保健会、令和元年度改訂）
- (47) 学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省、平成27年）
- (48) 食に関する指導の手引（文部科学省、平成31年改訂版）
- (49) 学校給食衛生管理基準の解説－学校給食における食中毒防止の手引き－（日本スポーツ振興センター、平成23年）
- (50) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理衛生マニュアル（文部科学省、令和2年）
- (51) 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（東京都、平成31年改訂

版)

- (52) 東京都排水設備要綱（東京都、令和 2 年改訂）
- (53) 東京都雨水貯留・浸透施設技術指針・同資料編（東京都総合治水対策協議会、平成 21 年）
- (54) 産業廃棄物適正処理ガイドブック（東京都、令和元年）
- (55) 指定給水装置工事事業者工事施行要領（東京都、令和 2 年版）
- (56) 安全・安心まちづくり推進要綱（警察庁、令和 2 年改正）
- (57) その他関連する要綱及び基準

## 2 特定事業の選定に関する事項

### (1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI 手法で実施することにより、従来の手法により実施した場合と比較して、サービスが同一の水準にある場合においては、事業期間全体を通じた本市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

### (2) 特定事業選定の手順

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整したうえで、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本市が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### (3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、立川市公式ホームページ上で速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価方式による一般競争入札により行うものとする。

なお、総合評価方式の実施に当たっては、可能な限り恣意性を排除するため、非価格点をできるだけ定量的にするとともに、本市が本施設に求める機能について、客観的な評価基準の作成等を進めていくこととする。

### 2 募集及び選定の手順

#### (1) 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。なお、事業予定地取得の状況によっては、今後のスケジュールの変更を行う場合がある。

日 程	内 容
令和2年8月中旬	特定事業の選定及び公表
令和2年10月上旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和2年10月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和2年11月上旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和2年11月中旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和2年12月上旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和2年12月上旬	参加表明書、資格審査書類の受付締切
令和2年12月中旬	資格審査結果の通知
令和2年12月下旬	入札説明書等に関する第3回質問受付締切
令和3年1月上旬	入札説明書等に関する第3回質問・回答の公表
令和3年2月上旬	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和3年3月中旬	落札者の決定及び公表
令和3年4月中旬	基本協定の締結
令和3年5月下旬	仮事業契約の締結
令和3年6月下旬	事業契約の締結（市議会の議決）

## (2) 事業者の募集手続等

### ① 特定事業の選定及び公表

特定事業の選定を行った場合は、令和2年8月中旬頃に、立川市公式ホームページ上で公表する。

### ② 入札の公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和2年10月上旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を立川市公式ホームページ上で公表する。

### ③ 入札説明書等に関する第1回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第1回質問の受付期間は、入札説明書等公表の日から令和2年10月中旬頃までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

### ④ 入札説明書等に関する第2回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第2回質問の受付期間は、入札説明書等に関する第1回質問の回答の日から令和2年11月中旬頃までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

### ⑤ 参加表明書及び資格審査書類の受付及び資格審査結果の通知

本事業への参加表明書及び資格審査書類を令和2年12月上旬頃に受け付ける。審査結果については、令和2年12月中旬頃を予定する。参加表明書及び資格審査書類の提出及び審査結果の通知方法については、入札説明書等において示す。

### ⑥ 入札説明書等に関する第3回質問の受付及び回答

入札説明書等に関する第3回質問の受付期間は、入札説明書等に関する第2回質問の回答の日から令和2年12月下旬頃までを予定する。質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

### ⑦ 入札及び提案に係る書類の受付

本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和3年2月上旬頃に受け付ける。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。

## (3) 落札者の決定及び公表

令和3年3月中旬頃に落札者を決定し、立川市公式ホームページ上で公表する。

## (4) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

#### (5) 事業契約の締結

本市は、落札者が設立した本事業を実施する特別目的会社（以下、「SPC」という。）と仮事業契約を締結し、立川市議会の議決を経た後に、本契約とする。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下、「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下、「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下、「構成企業」という。）とする。
- ② 代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下、「協力企業」という。）として、参加表明書において明記すること。
- ③ 参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ④ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、SPC を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- ⑤ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。

#### (2) 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において本市に登録があり、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち、設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC から直接これらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す①、②、③、④、⑤及び⑥の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

##### ① 設計業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。
- ウ HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。  
なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設的设计実績、ドライシステムの学校給食施設的设计実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。
- エ 平成 22 年 4 月以降に着手した延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の実施設計を完了した実績を有していること。
- オ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食共同調理場の新築若しくは改築工事の実施設計を完了した実績を有していること。

## ② 建設業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア 及びイ の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築工事であること。
- ウ 電子調達サービスにおいて、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値 P 点が 900 点以上であること。総合評定値 P 点については、最新のものに限る。
- エ 平成 22 年 4 月以降に着手した延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の施工実績を有していること。
- オ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食共同調理場の施工実績を有していること。

## ③ 厨房機器等の調達及び設置業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が厨房であること。

イ 平成22年4月以降に着手した学校給食共同調理場の厨房機器等の調達及び設置業務の実績を有していること。

#### ④ 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。

ウ 平成22年4月以降に着手した延べ面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理を完了した実績を有していること。

エ 平成22年4月以降に着手した学校給食共同調理場の新築若しくは改築工事の工事監理を完了した実績を有していること。

#### ⑤ 維持管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。

イ 平成22年4月以降に着手した学校給食共同調理場の維持管理業務の実績を有していること。

#### ⑥ 運営業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。

イ HACCP に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。

ウ 運営業務のうち、給食調理業務を行う者については、平成 22 年 4 月以降に学校給食共同調理場において、4,000 食/日以上調理業務の実績を有していること。

エ 4,000 食以上の学校給食共同調理場等での調理業務の実務経験が 3 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

### (3) 入札参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、「立川市競争入札等参加停止基準」(平成 8 年 7 月 1 日市長決定)に規定する参加停止を受けている者。
- ③ PFI 法(平成 11 年法律第 117 号)第 9 条の各号の規程に該当する者。
- ④ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ⑤ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ⑥ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者。
- ⑦ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- ⑧ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑨ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立

てがなされている者。

- ⑩ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑪ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係のある者。

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者とは、以下のとおりである。

- ・ 株式会社 建設技術研究所
- ・ シリウス総合法律事務所
- ・ 株式会社 学校文化施設研究所
- ・ 永井公認会計士事務所
- ・ 株式会社 学給絵所舎

また、資本関係及び人的関係のある者とは、以下の基準に該当する者をいう。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条の 2 第 1 項及び同条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条の 2 第 1 項及び同条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任されたものをいう。）を現に兼ねている場合

#### ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア 又はイ と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- ⑫ 第 2 5 に記載の立川市新学校給食共同調理場整備運営事業者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員と資本関係又は人的関係のある者。  
なお、実施方針の公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた

者は、入札参加資格を失うものとする。

- ⑬ 法人税、消費税、地方消費税及び法人住民税を滞納している者。
- ⑭ 入札参加者及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。また、給食配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。
- ⑮ 「立川市契約における暴力団等排除措置要綱」(平成 23 年要綱第 82 号)に規定する参加停止を受けている者。

#### (4) 特別目的会社 (SPC) の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として本事業を実施する SPC を立川市内に設立することとする。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

#### (5) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

#### (6) 入札参加者及び協力企業の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

#### (7) 電子調達サービスへの登録

電子調達サービスにおいて本市に登録がない者は、入札参加表明時までに登録を完了させておくこと。登録手続の詳細は、本市契約課に問い合わせること。

### 4 提案書類の取扱い

#### (1) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

## (2) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

## 5 審査及び選定に関する事項

### (1) 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 提案価格に関する審査

### (2) 審査委員会の設置

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討及び入札参加者から提出された提案の審査等を行う。

審査委員会の委員は、次のとおりである。

#### 【審査委員会 委員】

(敬称略)

氏名	所属
安登 利幸	亜細亜大学都市創造学部都市創造学科 教授
中山 茂樹	千葉大学 名誉教授
堀端 薫	女子栄養大学栄養学部 准教授
土屋 英眞子	立川市 行政管理部長
大野 茂	立川市 教育委員会事務局教育部長

### 第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者自らが責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、事業者自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても、事業者自らの負担で対応するものとする。ただし、事業者が事業者のみでは対応することが難しいと認められるリスク及び本市が対応すべきと認められるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりであるが、民間事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等のなかで改めて提示する。

#### 3 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

##### (1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び事業者の提案内容に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

##### (2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各段階において実施する。

##### (3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

##### (4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書及び事業者の提案内容等に示されたサービス水準を下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地：東京都立川市泉町 1156-15 のうち
- ② 敷地面積：約 12,000 m<sup>2</sup>
- ③ 地域地区等：
  - ア 市街化調整地域（建ぺい率 40%、容積率 80%）
  - イ 道路斜線・隣地斜線：1/1.25 (L≤20m)、1/1.25 (H>20m)
  - ウ 日影規制：なし
  - エ 防火関係：なし
- ④ 接続道路：
  - ア 北側：立川市都市計画道路 3・2・16 号国営公園北線  
(立川市市道 1 級 13 号線) (幅員 30m)
- ⑤ 給排水：
  - ア 上水道：北側市道の北側歩道下に φ300 埋設
  - イ 下水道：事業予定地西側及び南側（下水道用地内）に公共下水道（汚水）φ200～250 を整備予定
- ⑥ その他：
  - ア 敷地南側には広域防災基地・陸上自衛隊立川駐屯地があり、航空障害物制限区域下にある。
  - イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の開発許可は不要であることを確認している。
  - ウ 「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」の適用事業となる。
  - エ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年条例第 216 号）による緑化が必要である。
  - オ 当該地は現在国有地であるため、その取得に関し、本市より財務省関東財務局に取得要望書を提出中である。
  - カ 土地の購入に当たり、本市にて必要な土壌汚染対策工事を実施する。
  - キ 不発弾調査は、今後、本市にて実施予定である。
  - ク 現学校給食共同調理場では、北側市道との境界部（60cm 程度）を、通行の利便性を考慮し、歩道と一体的に利用できるよう整備している。本事業においても同様に北側市道との境界部を歩道と一体的に利用できるよう整備すること。
  - ケ 雨水排水は、全量自区内処理を行うこと。

## 2 施設要件

### (1) 基本的考え方

本施設については、「学校給食衛生管理基準」に準拠するとともに、衛生面及び機能面を重視し、ドライシステムの導入、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分化、調理工程別の区画化等により、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理に対応した設備の配置を基本とする。

### (2) 構成要素

本施設の諸室の構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書において提示する。

## 第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ③ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ② 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償し

なければならない。

### **3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合**

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

### **4 金融機関と本市の協議（直接協定）**

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市とで協議し、直接協定を締結することがある。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上の措置**

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

### **2 税制上の措置**

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

### **3 財政上及び金融上の支援**

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

なお、本市は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

## **第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項**

### **1 議会の議決**

本市は、本事業の契約に係る債務負担行為の設定に関する議案を令和2年第3回市議会定例会に、また、事業契約の締結に関する議案を令和3年第2回市議会定例会に提出する予定である。

なお、市議会にて上記の議決が得られなかった場合に生じる入札参加者への損害に関し、本市は一切の責任を負わないものとする。

### **2 入札に伴う費用負担**

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3 実施方針等に関する質問・意見の受付等

#### (1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

本市は、本事業への参加を予定している者に対し、実施方針等に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和2年7月16日（木）～7月27日（月）
- ② 受付方法：「様式1 実施方針等に関する質問及び意見書」に必要事項を記載の上、第8 4 の問合せ先へ電子メールで送付すること。なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

#### (2) 実施方針等に関する質問及び意見への回答

本市は、実施方針等に関する質問及び意見への回答を令和2年8月中旬頃までに立川市公式ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

### 4 実施方針等に関する問合せ先

本実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

立川市教育委員会事務局 教育部学校給食課学校給食共同調理場新設整備等担当

所在地：〒190-0015 東京都立川市泉町1156-14

電話：042-529-3511

FAX：042-529-3516

E-mail：gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp

立川市公式ホームページアドレス：<https://www.city.tachikawa.lg.jp>

資料1：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
1	行政リスク	本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
2	税制度リスク	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
3		上記以外のもの（消費税の変更を含む。）	●	
4	法制度リスク	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。）	●	
5		上記以外のもの		●
6	許認可の取得遅延・失効リスク ※制度変更は法制度リスクを含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
7		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
8		本市が取得すべき許認可の取得遅延・失効	●	
9		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
10	公的支援制度の獲得リスク ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む	事業者が獲得すべき公的支援制度の獲得不可		●
11		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
12		本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可	●	
13		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
14	住民対応リスク	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
15		事業者が実施する業務に起因するもの		●
16	第三者賠償リスク	事業者の事由による第三者への賠償		●
17		本市の事由による第三者への賠償	●	
18		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲
19	金利変動リスク	基準金利の設定時点までの金利変動	●	
20		維持管理、運営期間中の金利変動		●
21	要求水準リスク	事業者の実施する設計、建設、維持管理、運營業務の性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
22		上記以外のもの	●	
23	環境問題リスク	調査、設計、建設、維持管理、運営における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関するもの		●
24	物価変動リスク	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加	▲	●
25		維持管理・運営期間中の物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	▲
26	インフラ供給リスク	事業者の事由によるもの		●
27		本市の事由によるもの（本市が供給元の場合を含む。）	●	
28		供給元等の第三者的な事由によるもの	●	
29	不可抗力リスク	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理・運営に係る費用の増加その他の損害	●	▲

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
30	募集・契約段階	入札関連書類の誤り	●		
31		募集費用リスク	本市の募集実施費用	●	
32			事業者の応募費用		●
33		資金調達リスク	本市が必要な資金の確保に関するもの	●	
34			契約段階での資金調達の不調		●
35		契約締結リスク	本市の事由による契約締結の遅延、締結不能	●	
36			事業者の事由による契約締結の遅延、締結不能		●
37	議会の承認が得られないことによる契約締結の遅延、締結不能		●	●	
38	設計・建設段階	測量・調査リスク	●		
39		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●	
40		設計リスク	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●	
41			事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●
42		地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
43		土地の瑕疵	土地の瑕疵（土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
44		工事費用増大リスク	事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●
45			提示条件の誤りや追加指示など、本市の事由による費用の増大	●	
46		工期遅延リスク	本市の事由による工期の遅延	●	
47			事業者（下請業者を含む。）の事由による工期の遅延		●
48		施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●
49			本市の事由による施設の損害	●	
50			上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
51	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		●	
52	一般的損害リスク	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●	
53	譲渡手続きリスク	施設譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		●	

●は主分担、▲は従分担を表す。

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
54	維持管理・運営費用 上昇リスク	事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・ 運営費用の上昇（物価変動は除く。）		●
55	支払遅延リスク	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
56	計画変更リスク	本市の事由による事業実施条件の変更	●	
57	施設損害リスク	事業者の事由による施設の損害		●
58		本市の事由による施設の損害	●	
59		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
60	施設瑕疵リスク	建設の構造に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
61	施設譲渡リスク	事業期間終了時の施設引渡しの際に、給食サービスが継続可能 な状態にするための費用		●
62	配食数増減リスク (需要変動リスク)	本市の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担	●	▲
63		児童生徒数の減少による給食数の減少に伴う運営業務自体の収 益の増減	▲	●
64		食べ残し等による残渣の変動（本市作成の献立による影響を含 む。）	●	▲
65	異物混入リスク (食中毒リスク)	本市が実施する業務に起因するもの	●	
66		事業者が実施する業務に起因するもの		●
67		上記以外の第三者等の事由によるもの	●	▲
68	食物アレルギー対応 リスク	本市が実施する業務に起因するもの	●	
69		事業者が実施する業務に起因するもの		●
70		突発的な発症(事前の把握が困難な食物アレルギー物質による 場合)	●	
71	配送及び配膳遅延 リスク	本市の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業者 に生じた増加費用の負担	●	
72		事業者の責めによる配送及び配膳の遅延等により本市及び事業 者に生じた増加費用の負担		●
73		上記以外の第三者等の事由によるもの	●	▲
74	運搬費用増大リスク	物価上昇、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大 (交通事情悪化による運送費増加など)		●
75	食器等破損リスク	本市が実施する業務に起因する食器等の破損	●	
76		事業者が実施する業務に起因する食器等の破損		●
77		学校、児童生徒に起因する食器等の破損	●	
78	事業の中断リスク	本市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
79		事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
80		法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
81	債務不履行リスク	要求水準不適合による事業の中断に伴う損害		●
82	事業の終了手続 リスク	事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●
83		事業期間終了に伴う業務移管		●

●は主分担、▲は従分担を表す。